

「児童発達支援事業」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し児童福祉法に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域および実施時間.....	2
4. 利用定員	2
5. 職員体制	3
6. 当事業所の施設設備の概要.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	4
9. サービス実施の記録について.....	5
10. 緊急時及び事故発生時等における対応方法.....	5
11. 非常災害対策.....	6
12. 苦情の受け付け.....	6
13. 虐待防止のための措置.....	6
14. 第三者評価について.....	6

関市西親子教室

当施設は岐阜県の指定を受けています。

第2150200034号

1. 事業者

- 1) 設置者 関市
- 2) 所在地 関市若草通3丁目1番地
- 3) 電話番号 0575-22-3131
- 4) 代表者氏名 関市長 山下 清司

2. 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 児童発達支援事業 平成24年4月1日
- 2) 事業の目的 特別な支援を必要とする児童に適正な児童発達支援を提供することを目的とする。
- 3) 事業所名 関市西親子教室
- 4) 所在地 関市武芸川町1446番地1（武芸川事務所 東側）
- 5) 電話番号 0575-46-2777
- 6) 管理者 所長 山田 英昭
- 7) 運営方針 日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切な指導および療育を行う。
- 8) 開設年月日 平成3年4月1日

3. 事業実施地域および実施時間

- 1) 実施地域 瀬尻小学校、倉知小学校及び金竜小学校の区域並びに板取、洞戸、武芸川の地区
- 2) 実施時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
ただし国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長が特に必要と認めた日を除く。

4. 利用定員

当事業所の利用定員は、以下のように設定しています。

区 分	利 用 時 間	一日当たりの利用定員
月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	20人

5. 職員体制

当事業所では、児童発達支援サービスを実施する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員配置	職務の内容
1. 所 長	1 人	職員、施設管理
2. 児童指導員及び保育士	5 人以上	利用者の療育
3. 調理員	1 人	利用者および職員の給食調理
4. 児童発達支援管理責任者	1 人	児童発達支援計画の作成、面談等

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室	指導室 1 室 1 6 . 0 m ²	指導室 1 室 2 9 . 0 m ²
療育指導室 (プレイルーム)	1 室 9 4 . 6 m ²	
遊戯室・感覚統合訓練室 (ワークスペース)	1 室 2 4 6 . 2 m ²	
水遊びルーム	1 室 1 4 . 1 m ²	
給食指導室	1 室 4 9 . 4 m ²	
相談室	1 室 9 . 4 m ²	
保護者控え室	1 室 1 0 . 6 m ²	
園庭	1 3 9 . 2 m ²	
プールあそびスペース及び 足洗い場	1 室 6 1 . 5 m ²	
トイレ	1 室 1 7 . 3 m ²	
事務室	1 室 5 3 . 4 m ²	
風除室	1 室 7 . 6 5 m ²	
倉庫及び物入れ	1 室 4 0 . 9 2 m ²	1 室 5 . 3 m ² 1 室 3 . 6 m ²

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「児童発達支援計画（個別支援計画）」とサービス内容

当事業所では、次のサービス内容から「児童発達支援計画」を定めて、サービスを提供します。「児童発達支援計画」は、「障害児支援利用計画」に記載された内容と利用者の意向や心身の状況を踏まえて作成します。「障害児支援利用計画」には、関市が決定したサービスの「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者に対するサービス実施日などが記載されています。「児童発達支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、保護者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス内容＞

- ① あそび、体験活動、排泄、食事を通して生活の支援をします。
- ② ことば、運動などの利用者の課題に応じた発達への支援を行います。
- ③ 情緒的な安定をはかり集団適応への支援をします。
- ④ コミュニケーション能力を高め、社会性の発達を支援します。
- ⑤ 必要に応じて、保育園・幼稚園・病院・家庭へ出向いて療育を行います。
- ⑥ 親子療育を行い、子どもの関わり方について支援します。
- ⑦ 必要に応じて療育相談を行います。
- ⑧ 関係機関と連携を図ります。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間の利用者負担はありません。

0歳から満3歳になった後の3月31日までの間は、障害児通所給付費の給付対象となります。障害児通所給付費の対象外となるサービス料金の1割を通常ご負担いただくこととなりますが、関市西親子教室の場合は、関市が負担します。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス利用に要する下記の費用は、障害児通所給付費支給の対象ではありませんので、実費を頂きます。

- ① 食材料費は、その都度徴収し、1食200円とします。
- ② その他、必要経費。（その都度内容の説明をいたします。）

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、児童発達支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出てください。
- ② 通所受給決定の「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加

することもできます。

- ③ サービスの利用の変更・追加は、その日の利用状況により保護者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を保護者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、保護者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。

(2) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額（月額上限額）」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容を確認していただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、児童発達支援計画及び記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

当事業所では、関係法令（及び関市個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の負担となります。）

10. 緊急時や事故発生時等の対応方法

(1) 協力医療機関等への連絡

サービスの提供時に利用者の体調が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに当事業所が定める協力医療機関または利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な対応をいたします。

協力医療機関：医療法人 義恵会 平岡医院 関市武芸川町谷口834番地

TEL：0575-46-3027

(2) 協力医療機関等への連絡等が困難な場合の対応

協力医療機関等への連絡が困難な場合には、近くの医療機関への連絡を行う等の対応をいたします。

(3) 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに関市及び保護者に連絡して必要な措置を講じます。

(4) 損害の賠償

サービス提供を行うに当たって、当事業所の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

1.1. 非常災害対策

当事業所では、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報と連絡体制を整備しています。それらを定期的に職員間で確認しあい、避難、救出その他必要な訓練を行います。

1.2. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 利用者相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 児童発達支援管理責任者 住田佳代子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
- 電話番号 関市西親子教室 0575-46-2777
＜苦情解決責任者 所長 山田英昭＞

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

氏 名	住所・電話番号・FAX
澤井 基光 (運営委員長)	関市武芸川町谷口1702 電話番号 0575-46-3068

(3) 行政機関その他苦情受付機関

関市役所 福祉政策課	所在地 関市若草通3丁目1番地 電話番号 0575-22-3131 受付時間 8：30～17：15（月曜日～金曜日）
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館6F 電話番号 058-278-5136 FAX 058-278-5137 受付時間 9：00～17：00（月曜日～金曜日）

1.3. 虐待防止のための措置

当事業所では、利用者の人権を擁護する立場に立ち、虐待の防止に努めるとともに、職員に対し必要な研修を行っています。

1.4. 第3者評価について

第3者評価については受けておりません。

令和 年 月 日

児童発達支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

関市西親子教室

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、児童発達支援サービスの提供開始に同意しました。

なお、児童発達支援計画、及び実施内容について、必要に応じて他機関や関係者に情報提供することに同意します。

住 所 関市 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

利用者氏名 _____